

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、システムエンジニアとしてアプリ開発業務に従事していた。
- 2 請求人によると、業務が煩雑かつ情報が錯綜し平成〇年〇月中旬頃体調不良となり、〇月〇日朝に出勤できない状態になったという。請求人は、同月〇日にCクリニックを受診したところ、「中等症うつ病エピソード」と診断された。
- 3 本件は、請求人が精神障害は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、決定書理由に説示のとおり、請求人は、平成〇年〇月頃、ICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。
- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226号第1号。以下「認定基準」という。)のとおりである。
- (3) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、入社以来、社長が契約の不履行や支払いの遅延をしたこと、それによって起こった取引先とのトラブルの発生及びその責任の転嫁、さらには、社長指示による期限に収まらない過大な業務命令、経費の不払い、会社からの多額の金銭の請求(給与から全額差し引くとの予告又は脅迫)などの出来事があったと主張している。当審査会では、請求人の主張する出来事について精査するも、社長による意図的な嫌がらせや違法な強要などがあったとは判断し得ず、せいぜい「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」)に該当する出来事であるとみることが相当であると判断する。そして、同出来事であるとみて検討するも、いずれも業務をめぐる方針等において対立が生じたにすぎないとみるべきものであり、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、その心理的負荷の強度は「弱」であると判断する。
- (4) 請求人の労働時間についてみるに、監督署長が関係者の申述、社員別出勤簿を踏まえて労働時間として認定した労働時間集計表は妥当なものであり、これによれば、評価期間における請求人の時間外労働時間数は、最大でも発病1か

月前の6時間42分であり、週2日の休日も確保されていたと認められることから、恒常的な長時間労働であったとは認められない。

- (5) 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事はその総合評価は「弱」となる出来事が1つあるにとどまり、恒常的な長時間労働も認められないことから、その心理的負荷の全体評価は「弱」と判断することが相当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却することとして、主文のとおり裁決する。